



長野県報

5月1日(木)
令和7年
(2025年)
第605号

目次

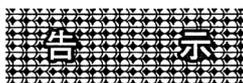
告示

地方自治法施行令等の一部を改正する政令に基づく収納事務の委託（建設政策課）…………… 1

公告

随意契約の相手方の決定（2件）（DX推進課デジタルインフラ整備室）…………… 1

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・IT振興課）…………… 2



長野県告示第209号

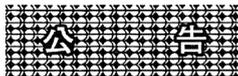
地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託しました。

令和7年5月1日

長野県知事 阿部 守一

- 委託を受けた者の所在地及び名称
大阪府大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA
株式会社エフレジ
- 委託した事務の内容
令和7年度P a y - e a s y手数料収納代行業務
- 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

建設政策課



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和7年5月1日

長野県知事 阿部 守一

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
総務事務システム保守業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県企画振興部DX推進課デジタルインフラ整備室
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 随意契約の相手方を決定した日
令和7年3月26日

4 落札者の名称及び所在地

- (1) 名称 株式会社NTTデータ東海
(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号

5 随意契約に係る契約金額

1年当たりの委託料 89,607,936円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号

D X推進課デジタルインフラ整備室

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和7年5月1日

長野県知事 阿部 守一

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

人事・給与システム保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

- (1) 名称 長野県企画振興部D X推進課デジタルインフラ整備室
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年3月26日

4 落札者の名称及び所在地

- (1) 名称 東日本電信電話株式会社埼玉事業部長野支店
(2) 所在地 長野市大字南長野新田町1137番地5

5 随意契約に係る契約金額

1年当たりの委託料36,905,220円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号

D X推進課デジタルインフラ整備室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年5月1日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)川中島複合店舗
長野市川中島町原字権現堂沖575番2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社デリシア

代表取締役社長 萩原 清

松本市大字今井7155番地28

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社デリシア

代表取締役社長 萩原 清

松本市大字今井7155番地28

株式会社サンドラッグ

代表取締役 貞方 宏司

東京都府中市若松町一丁目38番地1

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年11月8日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,902平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 130台
- (2) 駐輪場の収容台数 17台
- (3) 荷さばき施設の面積 190平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 32立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおりに

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
1	株式会社デリシア	午前9時	午後11時
2	株式会社サンドラッグ	午前9時	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から午後11時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 3か所 出口 3か所 合計 6か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおりに

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	位置	時間帯
1	③ 建物配置図 荷さばき施設A 1	午前6時から午後5時まで
2	③ 建物配置図 荷さばき施設A 2	午前4時から午前6時まで
3	③ 建物配置図 荷さばき施設B	午前4時から午後5時まで

8 届出年月日

令和7年3月7日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

10 縦覧の期間

令和7年5月1日から令和7年9月1日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課